

経済的に修学困難な学生のための 授業料減免制度

当校にて修学する意欲と能力のある入学者が経済的理由により
修学を断念することが無いよう授業料の一部を減免することにより、
経済的支援を行う制度を新設しました。

■対象となる方

経済的理由により、授業料の納付が困難であると認められ、かつ勉学に対する意欲のある学生の
うち、以下（１）～（４）のいずれかに該当する方

- （１）生活保護世帯の入学希望者又は入学者
- （２）個人住民税所得割非課税世帯の入学希望者又は入学者
- （３）所得税非課税世帯の入学希望者又は入学者
- （４）保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯の入学希望者又は入学者

■授業料減免について

入学した年度の年間授業料610,000円のうち、200,000円を納入金額から
減免いたします。

※現金の直接給付ではありません。

※初年度年間授業料の納入金額からの減免となります。

■申請手続きについて

希望される方はお電話にて入学相談室までお申し出ください。

申請受付期間は入学願書受付開始日から入学年の4月最後の開校日（4/30）となります。

手続きに日数を要しますので、お早めにお申し出ください。

詳細については、お申し出またはご相談をいただいた時に詳しくご説明いたします。

当制度により授業料減免を受けた場合、「新潟県による経済的支援制度」へ申請することができます。

**授業料減免制度、学費ご納入についてのご相談はいつでも受付けております。
お気軽にご相談ください。**

フリーダイヤル:0120-551-400（担当:事務局 寺澤・入山）

i-MEDIA 国際映像メディア専門学校